

## ○新潟市交通安全対策会議条例

昭和 46 年 3 月 31 日

条例第 1 号

注 平成 4 年 2 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、新潟市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、[次の各号](#)に掲げる事務をつかさどる。

(1) 新潟市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関し審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 3 条 会議は、会長及び 30 人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 国の関係地方行政機関の職員

(2) 新潟県の職員

(3) 新潟県警察の警察官

(4) 市の職員

(5) 市の教育委員会の教育長

(6) 市の消防局長

(7) [前各号](#)に掲げる者のほか、交通安全に関する知識又は経験を有する者その他の市長が必要と認める者

6 [前項第 7 号](#)の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 [前項](#)に規定する委員は、再任されることができる。

8 委員は非常勤とする。

(平 8 条例 12・平 25 条例 54・一部改正)

(特別委員)

第 4 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、鉄道その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第 5 条 会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(平 8 条例 12・一部改正)

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、市民生活部で処理する。

(平 4 条例 1・平 9 条例 1・平 18 条例 24・平 18 条例 89・一部改正)

(議事等)

第 7 条 [前各条](#)に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 47 年条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 63 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 6 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 4 号)

この条例は、昭和 52 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市交通安全対策会議条例の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 12 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 89 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 54 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。